

1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

<現状・課題>

平成28年度税制改正において、成長志向の法人税改革の一環として、平成30年4月1日から、法人実効税率が29.74パーセントまで引き下げられたが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

そもそも、地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

<具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局・財務局)

都区財政調整制度における特別区財政調整交付金について、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするよう、法令の規定を整備すること。

<現状・課題>

都区財政調整制度において、都が特別区に交付する特別区財政調整交付金の原資は、地方自治法・同法施行令により、調整税（都が徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）の収入額の一定割合とされている。

一方、調整税に係る過誤納還付金は、都の歳出予算として経理されるため、その影響額が交付金の算定上反映されていない。

また、還付金額が多額に上っており、都財政に深刻な影響を与えているものである。

<具体的要求内容>

特別区財政調整交付金の原資については、実態に見合ったものとなるよう、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするように規定の整備を行うこと。

参 考

【調整税に係る過誤納還付金の推移】

年度	過誤納還付額	うち特別区の配分割合 に相当する額
16年度	290億円	151億円
17年度	231億円	120億円
18年度	175億円	91億円
19年度	219億円	120億円
20年度	356億円	196億円
21年度	759億円	418億円
22年度	228億円	125億円
23年度	211億円	116億円
24年度	216億円	119億円
25年度	163億円	90億円
26年度	162億円	89億円
27年度	184億円	101億円
28年度	122億円	67億円
29年度	227億円	125億円
30年度見込	169億円	93億円

※ 特別区の配分割合：12～18年度…52％、19年度以降…55％

3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う 国の責任による確実な財源の確保等

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局)

- (1) 幼児教育及び高等教育の無償化を含めた社会保障の充実に要する経費については、消費税率引上げの意義を踏まえ、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

<現状・課題>

社会保障・税一体改革については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が成立し、消費税率及び地方消費税率の引上げによる税収増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てるとされた。また、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、人づくり革命に係る施策についても税率引上げによる財源を活用することとされた。

幼児教育及び高等教育の無償化を含めた社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増収分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、交付税不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義は希薄化することとなる。

さらに、引上げと同時に導入される軽減税率制度による減収分についても、財源が確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになる。

本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

社会保障の充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

加えて、「新しい経済政策パッケージ」を実施する際には、地方行財政に係るものについて、地方と十分に協議をするとともに、地方において必要となる安定財源を国の責任においてしっかり確保すべきである。

その他の施策についても、国策による制度創設や見直しを行う場合は、国は、早期にそのあり方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

< 具体的要求内容 >

(1) 幼児教育及び高等教育の無償化を含めた社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。

(2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。

地方自治体に対する財源措置に当たっては、全ての地方自治体へ確実に財源を補填する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。

(3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。

(4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

4 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

<現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

<具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
 - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
 - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
 - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

参 考

(1) 財源調整

① 財源調整の内容

地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税)	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、又は②交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が控除されている。 現在、都は②による譲与制限を受けている。
特別法人事業譲与税	不交付団体に対しては、基準特別法人事業譲与税額(特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額)の3/4(財源超過額を上限)が控除される。
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額の7/10が控除されている。
そ の 他	都が不交付団体であること等を理由として、補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし等が行われている。

※ 21年度から、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

② 財源調整額の推移

(単位：億円)

区 分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
地方揮発油譲与税	44	42	41	40	39
地方道路譲与税	0	0	0	0	0
特別法人事業譲与税	—	—	—	—	—
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0.6	0.7	0.6	0.7	0.7
そ の 他	306	0	0	0.4	17
合 計	351	42	42	42	57

※ 平成29年度までは決算ベース、平成30年度及び令和元年度は当初予算ベース。

※ 特別法人事業譲与税は、令和2年度譲与開始

5 地方税収納金整理資金制度の創設

(提案要求先 総務省)
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税収納金整理資金制度を創設すること。

<現状・課題>

現行制度では、地方税収入は、還付金控除前の、いわばグロスの収入額が一般会計に編入されているが、これには次のような問題がある。

- ① 過誤納金等の収入を一般経費の財源としていること。
- ② 還付金を一般会計予算に計上して支出するときは、予算上の制約から迅速な還付に支障が生ずること。

一方、国では、①・②の問題に対処するため、昭和29年度に国税収納金整理資金制度を創設した。それ以降、国税収入等はいったん歳入歳出外として同整理資金に受け入れ、そこから還付金等を控除した額を一般会計又は特別会計に組み入れている。これによって、国税の還付金は、その財源が同整理資金に留保され、そこから支払われるので、歳出予算に制約されずに支払うことができるようになっている。

そこで、地方税についても、各地方団体の実状に合わせ、国税と同様の扱いができるように、地方税収納金整理資金制度を創設すべきである。

<具体的要求内容>

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設すること。

6 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

(1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。

(2) 地方法人課税の分割基準の不合理的な見直しを行わないこと。

<現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理的な改正を行うべきではない。

<具体的要求内容>

(1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとする。

(2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理的な改正は行わないこと。

参 考

【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】

区 分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数 は1/2	→	資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の 1/2措置を廃止	従業者数 資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業 保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	→	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数は 1/2	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
証券業	従業者数	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数	→	同上	→	1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の 1/2措置を廃止	1/2を事務所数、 1/2を従業者数

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】

(単位：億円)

年 度	平成22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和元
減収額	885	930	1,038	1,297	1,405	1,779	1,859	1,731	1,945	1,991

(注)平成30年度は補正後予算ベース、令和元年度は当初予算ベース。

7 社会保障・税番号制度の拡充等

(提案要求先 内閣府・文部科学省)
(都所管局 戦略政策情報推進本部・生活文化局)

- (1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まるよう、引き続き分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

<現状・課題>

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）を定める「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（以下「法」という。）等の番号関連4法案が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始された。また、平成29年7月からの情報連携の試行運用期間を経て、平成29年11月からは本格運用が実施されている。

マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、普及・定着が進まない。国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、制度の概要、メリット等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行う必要がある。

また、都及び都内区市町村においては、マイナンバー制度の安全かつ適切な運用のための準備を進めてきたが、セキュリティ対策の実施や、対象事務の見直しに伴う仕様変更等、大きな費用負担が生じてきた。今後も、制度の運用を進めていく中で、状況に応じたセキュリティの強化、連携する情報の見直しや制度拡大に伴う事務の追加等が継続的に生じるものと考えられる。これらに伴い、システムにおける対応作業及び改修が必要となることから、費用負担が継続的に生じる見込みである。

さらに、マイナンバー制度の導入準備を進める中で、行政の効率化等を図るために事務を移譲した法人においてマイナンバー制度を利用できない等の個別課題が生じている。

マイナンバー制度の円滑な導入や広範な普及を促進し、制度の基本理念である国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るためには、地域の実情や個別課題に応じた措置を講じる必要がある。

具体的には、授業料等の保護者負担軽減事務において、法の直接適用を受ける就学支援金はマイナンバー制度を利用することができるが、都の補助を受けて公益財団法人東京都私学財団が実施する奨学給付金及び特別奨学金は利用対象外となっており、提出書類の簡素化につながらない。

＜具体的要求内容＞

- (1) 国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、その概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 都における行政運営の効率化や行政サービスの向上を図るため、都の補助を受けて公益財団法人が実施する事務についてもマイナンバー制度を利用可能とするなど、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

8 「ふるさと納税」制度の見直し

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・財務局・総務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

<現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成20年度に創設され、都道府県や市区町村に寄附をした場合、二千元を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」による寄附は、地域の活性化に資する面もある一方で、多くの寄附金を集めるために返礼品競争が過熱した状況となっているなど、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。

また、居住地ではない地方自治体への寄附により、自らが居住する地方自治体の住民税から控除を受ける「ふるさと納税」は、受益と負担という地方税の原則に照らしても適当ではない。加えて、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっているため、返礼品と相まって、高所得者が「ふるさと納税」を事実上の節税対策として活用することも可能であり、公平性の観点からも問題がある。

更に、平成27年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」は、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する制度であり、税収減については地方交付税により補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減が転嫁されている問題もある。

こうした中、国は、令和元年度税制改正において、返礼品について、返礼割合3割以下の地場産品に限るなど一定の見直しを行ったが、様々な問題点は解消されていない。

<具体的要求内容>

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること

9 自動車関係諸税の見直し及び地方税財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)
(都所管局 主税局・財務局)

- (1) 自動車を取り巻く環境の変化等を踏まえ、自動車関係諸税の課税の在り方を見直すこと。
- (2) 自動車関係諸税の課税の在り方を見直す場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、税收規模を維持すること。
- (3) 燃料課税については、現在の税率水準を維持すること。

<現状・課題>

現在、パリ協定を背景として、世界的に電気自動車等環境性能に優れた自動車の導入を拡大する動きが加速しており、都においても、2030年までに電気自動車を含むゼロエミッションビークルの新車販売割合を5割まで引き上げることを目標として、様々な施策を実施している。

また、近年、カーシェアリングなど所有を前提としない自動車の利用が拡大しつつあるほか、自動運転技術が目覚ましく向上するなど、自動車をめぐる環境は大きく変化している。

東京都税制調査会は、こうした社会経済上の変化を踏まえ、平成30年度答申において「今後は、将来の自動車をめぐる様々な状況の変化を見据え、税制のグリーン化と税負担のあり方という両面において、中長期的な視点から自動車関連税改革について検討を行っていくべきである」と提言した。

また、平成31年度与党税制改正大綱においても、検討課題として「技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。」と明記された。

化石燃料による走行を前提とした現行税制の下では、電気自動車等の普及に伴い、地方税收が減収していくことが懸念される。こうした課題のほか、自動車を取り巻く大きな環境変化に税制が対応するためには、自動車関係諸税の課税の在り方を見直していく必要がある。

一方、自動車の使用は、環境負荷の発生、道路施設の利用、交通行政サービスの享受等の社会的コストを伴うものである。地方自治体は、こうしたコストに対する施策を実施する役割を担っており、とりわけ道路施設については新たな建設だけではなく、維持・更新の必要性が増している。これらの対応に要する地方自

治体の財源として、自動車関係諸税の税収を安定的に確保することが不可欠である。

また、燃料課税については、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響や地方自治体の安定的な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き、現在の税率水準を維持すべきである。

＜具体的要求内容＞

- （１）自動車を取り巻く環境の変化等を踏まえ、自動車関係諸税の課税の在り方を見直すこと。
- （２）自動車関係諸税は、環境負荷など自動車の社会的コストに対し、地方自治体を実施する施策のための貴重な財源となっていることから、その課税の在り方を見直す場合には、地方自治体に減収が生じることのないよう、税収規模を維持すること。
- （３）燃料課税については、化石燃料消費が地球温暖化に与える影響や地方自治体の安定的な財源となっていることなどを踏まえ、引き続き、現在の税率水準を維持すること。

参 考

【自動車関係諸税の都における収入額】

(単位：億円)

税 目	平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度
自動車税	1, 0 5 6	1, 0 4 6	1, 0 4 6	1, 0 5 0	1, 0 8 2
自動車取得税	1 3 8	1 4 3	1 7 3	1 8 2	8 4
軽油引取税	4 0 9	4 0 8	4 0 8	4 0 3	4 0 2
地方揮発油 譲与税	2 2	2 1	2 1	2 0	2 0

(注)平成 3 0 年度は、地方揮発油譲与税を除いて補正後予算、地方揮発譲与税は当初予算

(注)令和元年度は当初予算

(注)自動車取得税及び軽油引取税について、法定目的税として収納された額は除く

【「平成 3 0 年度東京都税制調査会答申」（平成 3 0 年 1 0 月 2 6 日）より抜粋】
Ⅲ 3 (2)

今後は、将来の自動車をめぐる様々な状況の変化を見据え、税制のグリーン化と税負担のあり方という両面において、中長期的な視点から自動車関連税改革について検討を行っていくべきである。

【「平成 3 1 年度与党税制改正大綱」（平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日）より抜粋】
第三 6

自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

10 自治体情報セキュリティクラウドの推進

(提案要求先 総務省)
(都所管局 戦略政策情報推進本部)

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

また、自治体情報セキュリティクラウドの次期整備方針を早期に示し、必要な財源を確実に措置すること。

<現状・課題>

国では平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年12月に、都道府県に対し、自らの情報セキュリティ対策の充実とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築をはじめ、都道府県内区市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援について要請している。

都ではこれまでも東京都サイバーセキュリティポリシーに基づき、関係組織と緊密な情報共有を行いながら、情報セキュリティ対策に取り組んでいる。

また、区市町村においても同様にそれぞれのセキュリティポリシーに基づき対策を講じているところであり、現状では、都道府県が一律にセキュリティ対策を実施する権限を有していない。このような状況の中、国の要請を受け、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、平成29年度から運用を行っている。

国は、自治体情報セキュリティクラウドの構築に当たり、その負担の一部について財源措置を行ったが、財政措置の対象は、構築に対する経費に限定されている。

また、セキュリティ対策については、社会情勢やIT技術の進歩等に伴い、脅威も変化していくため、自治体情報セキュリティクラウドの構築後も新たな脅威に対応するための機能追加を含めシステムの維持管理やリプレイス等の多大な後年度負担が発生するものである。ついては、これらのシステム経費に対しても、地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に対し、必要な財源を早急に措置することが不可欠である。あわせて、自治体情報セキュリティクラウドを適切に運用していくためには、国、都道府県及び区市町村の役割分担や権限を明確にすることが必要である。

なお、都が構築した自治体情報セキュリティクラウドは令和3年度中に更改時期を迎えるため、自治体情報セキュリティクラウドの次期整備方針を早期に示し、必要な財源を確実に措置することが不可欠である。

<具体的要求内容>

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、国は地方交付税の不交付団体や特別

区を含め、全団体に対し、必要な財源を確実に措置するとともに、国、都道府県、区市町村の役割分担及び権限を明確に規定すること。

また、自治体情報セキュリティクラウドの更改に当たり、構築方式、運用形態及び財源処置の対象等の整備に係る方針を早期に示すこと。

1 1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化【最重点】

(提案要求先 総務省)
(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

<現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和22年法律第49号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、昨年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人ひとりの力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

<具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

参 考

○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、…(略)…第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、…(略)…労働させることができる。

二 対象期間（その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。（略））

② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、…(略)…第三十二条の三から第三十二条の五まで…(略)…の規定は、職員に関して適用しない。

○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

1 2 LGWAN（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保

（提案要求先 総務省）
（都所管局 戦略政策情報推進本部）

LGWAN（総合行政ネットワーク）接続系とインターネット接続系の分割について、必要な財源を措置すること。

<現状・課題>

国は平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流失事案の発生及び社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の本格運用を踏まえ、同年12月に都道府県に対し「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」を要請しており、その中で、マイナンバーによる情報連携に活用される LGWAN 環境のセキュリティ確保のため、LGWAN 接続系とインターネット接続系を分割することを求めているが、その実施に必要な経費について、補助対象は区市町村のみとなっている。

このような状況の中で、国の要請を踏まえ、都においても、庁内ネットワークの更新に合わせ、LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割を実施することを予定しているが、本措置に係る庁内ネットワークシステムの構築及び本システムの維持管理には従来以上に多大な負担が発生する。

については、国が求める LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、必要な財源を措置することが不可欠である。

<具体的要求内容>

国が求める LGWAN 接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、都道府県に対して必要な財源の措置を講じること。